

法と条例の相違点及びその考え方（個票以外のもの）

1. 条例から確認した改正法との相違点及び考え方（条例規定が許容されるもの）

項番	タイトル	改正法	条例	主な相違点（比較結果）	条例規定に対する国の考え方	比較結果に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
1	目的について	第1条	第1条	<p>【改正法】 「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ことを目的としている。</p> <p>【条例】 「個人情報の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、…個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資する」ことを目的としている。</p>	独自規定が許容されている	本市の条例でこれまで目的として掲げてきた「基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資すること」という理念については、改正法においても、「個人情報等の取扱い」や「開示、訂正及び利用停止」に係る規定が設けられていることから、実質的に損なわれないものと考えられる。	条例規定はせず、改正法に則る。	×	個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）9-1-1
2	実施機関の責務について	第5条	第3条	<p>【改正法】 地方公共団体について、 ①個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務があることが規定されている。 ②市民及び事業者に対する意識啓発に努めることについての規定がない。</p> <p>【条例】 実施機関の責務として ①あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めることが規定されている。 ②市民及び事業者に対する意識啓発に努めることが規定されている。</p>	独自規定が許容されている	<p>①市の施策を通じて個人情報の保護に努めることは、条例と改正法に相違点はなく、今後は改正法に基づき対応する。</p> <p>②国の示す「個人情報の保護に関する基本方針」3(2)には、「各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組む」べき旨が示されている。また、改正法第13条で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている。</p> <p>以上のことから、改正法の規定により適切な措置が図られると考えられる。</p>	条例規定はせず、改正法に則る。	×	個人情報の保護に関する基本方針3(2) 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）9-1-1

項番	タイトル	改正法	条例	主な相違点（比較結果）	条例規定に対する国の考え方	比較結果に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
3	事業者の責務について	第23条	第4条	<p>【改正法】 個人情報取扱事業者は、 ①安全管理措置を講じなければならない旨規定されている。 ②個人情報の保護に関する市の施策に協力することについての規定がない。</p> <p>【条例】 事業者は、 ①個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずることとしている。 ②個人情報の保護に関する市の施策に協力することとしている。</p>	独自規定が許容されている	<p>①個人情報取扱事業者（個人情報データベース等をその事業の用に供する事業者）は、改正法第23条の規定に基づく安全管理措置を講ずる義務が課されていることから、条例と改正法において実質的に同等の規定が置かれていると解釈できる。</p> <p>②国の示す「個人情報の保護に関する基本方針」1(2)において、「（改正法の）複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要である」との考え方により実施機関と区域内の事業者間における協力体制を構築することが求められている。</p> <p>以上のことから、改正法の規定により適切な運用が図られると考える。</p>	条例規定はせず、改正法に則る。	×	<p>個人情報の保護に関する基本方針1(2)</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）9-1-1</p>

項番	タイトル	改正法	条例	主な相違点（比較結果）	条例規定に対する国の考え方	比較結果に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
4	市民の役割について	-	第5条	<p>【改正法】 市民の役割について直接的な責務規定はない。</p> <p>【条例】 市民に対し、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすことを求めている。</p>	独自規定が許容されている	<p>改正法第3条では、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならないと規定されているため、市民に対する直接の責務規定がなくとも、個人の権利利益を侵害しないような取扱いが求められている。</p> <p>また、国の示す「個人情報の保護に関する基本方針」3(2)には、「各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組む」べき旨が示されている。加えて、改正法第13条で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている。</p> <p>以上のことから、改正法等に基づき対応する。</p>	条例規定はせず、改正法に則る。	×	個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）9-1-1

項番	タイトル	改正法	条例	主な相違点（比較結果）	条例規定に対する国の考え方	比較結果に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
5	開示請求書の記載事項について	第77条第1項	第18条第1項	<p>【改正法】</p> <p>①住所又は居所を記載することを規定している。</p> <p>②-(1) 法定代理人による請求における記載事項について規定はないが、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編）」には、開示請求書の様式例に法定代理人による請求における記載事項の欄がある。</p> <p>②-(2) 求める開示の実施の方法の欄は、施行令第22条の規定に基づき、請求書に設けることができる。また、上記様式例に求める開示の実施の方法の欄がある。</p> <p>【条例】</p> <p>①住所を記載することを規定している。</p> <p>②-(1) 法定代理人による請求について、本人の未成年者又は成年被後見人の別、法定代理人の氏名及び住所並びに未成年者の生年月日を請求書に記載することとしている。</p> <p>②-(2) 求める開示の実施の方法（閲覧、視聴又は写し等の交付）について請求書に記載することとしている。</p>	独自規定が許容されている	<p>①改正法では、住所又は居所を請求者の連絡先として記載することとしていることから、改正法に基づき対応する。</p> <p>②-(1) 条例では、請求者を明確にする必要があることから、「代理人が請求する場合の区分」欄を設けており、今後も同様の考えのもと、記載欄を設ける。</p> <p>②-(2) 条例では、開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、「求める開示の実施の方法」の欄を設けており、今後も同様の考えのもと、記載欄を設ける。</p>	<p>条例規定はせず、次のように対応する。</p> <p>①改正法に則る。</p> <p>②-(1)及び(2) 改正法に則りつつ、開示請求書の様式に、「代理人が請求する場合の区分」の欄及び「求める開示の実施の方法」の欄を設ける。</p>	×	<p>改正個人情報保護法の規律に関するQ&A[令和3年6月時点暫定版]5-1-5</p> <p>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編）417ページ</p>

項番	タイトル	改正法	条例	主な相違点（比較結果）	条例規定に対する国の考え方	比較結果に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
6	開示決定通知書等の記載事項について	第82条	第21条第2項・第3項	<p>【改正法】</p> <p>①不開示情報を開示することができるようになる期日の明示について、該当する規定はない。</p> <p>②開示する保有個人情報の利用目的を記載することとしている。</p> <p>③施行令第24条では、求めることができる開示の実施の方法（閲覧、視聴又は写し等の交付）について記載する（同条第1項）が、開示請求時に求めた方法のとおり開示できる場合は、その旨を通知することとなる（同条第2項）。</p> <p>④一部開示決定及び不開示決定の場合の処分の理由付記について、該当する規定はないが、国の示す「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編）」では、開示決定通知書の様式例に処分の理由を付記する欄がある。</p> <p>【条例】</p> <p>①不開示情報を開示することができるようになる期日を明示できる場合、その期日を記載する旨定められている。</p> <p>②開示する保有個人情報の利用目的を記載することに関する規定はない。</p> <p>③決定通知書に求めることができる開示の実施の方法を記載する規定はない。</p> <p>④一部開示決定及び不開示決定について、処分の理由を付記することとしている。できる場合は、その旨を通知することとなる（同条第2項）。</p> <p>⑤該当する規定はないが、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編）」上、開示決定通知書の様式例に処分の理由を付記する欄がある。</p>	独自規定が許容されている	<p>①決定通知書への不開示情報を開示することができる期日の明示については、開示請求受付時の窓口対応での説明で対応できている。なお、過去5年間、決定通知書に開示することができる期日を明記している実績がない。</p> <p>以上のことから、現行の窓口対応での説明を継続し、改正法に基づき対応する。</p> <p>②開示する保有個人情報が行政機関等においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるようにするために記載欄を設けていることから、改正法に基づき対応する。</p> <p>③施行令第24条第2項の規定に基づき対応する。</p> <p>④これまでは、行政手続条例に基づき処分等にあたっての理由付記を行っているが、法改正後は、行政手続法に基づき理由付記を行う。</p> <p>り、今後は、行政手続法に基づき理由付記を行う。</p>	<p>条例規定はせず、次のように対応する。</p> <p>①②改正法に則る。</p> <p>③改正法に則りつつ、決定通知書に「開示の実施の方法」等の欄を設ける。</p> <p>④改正法及び行政手続法に則る。</p>	×	<p>改正個人情報保護法の個別条文に関する解説（令和3年6月時点暫定版）3-3-1-7</p> <p>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編）421ページ</p>

項番	タイトル	改正法	条例	主な相違点（比較結果）	条例規定に対する国の考え方	比較結果に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
7	開示の実施について	第87条	第24条	<p>【改正法】</p> <p>①電磁的記録の開示の実施の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。また、その方法を定めなければならない。</p> <p>②開示決定後、請求者は開示の実施方法等申出書の提出を要するが、施行令第26条第2項上、開示請求時に希望した方法に変更がない場合、開示の実施方法等申出書の提出を不要としている。</p> <p>③開示の実施時の本人確認を求める規定はない。</p> <p>【条例】</p> <p>①電磁的記録の開示の実施の方法に関する定めを公表する規定はない。</p> <p>②開示決定後、請求者は開示の実施方法等申出書の提出を要するという規定はない。</p> <p>③本人確認を請求時と開示の実施時の2回行うこととされている。</p>	独自規定が許容されている	<p>①改正法の規定に基づき、電磁的記録の開示の実施の方法を一般の閲覧に供し、またその方法を定める。</p> <p>②開示請求書に希望する開示の実施の方法を記載すること及び施行令第26条2項の規定に基づき対応する。</p> <p>③国の示す「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編）」では、開示決定通知書を持参した本人又は代理人に対して開示の実施を行うこととしている。また、開示決定通知書を持参していない場合であっても開示請求者本人又は代理人であることが証明されれば開示を実施することができるとしている。以上のことから、適切な運用が図られると考える。</p>	<p>条例規定はせず、次のように対応する。</p> <p>①改正法に則りつつ、電磁的記録の開示の実施方法を定め、一般の閲覧に供する。</p> <p>②改正法に則りつつ、開示請求書の様式に「求める開示の実施の方法」の欄を設ける。また、開示の実施方法等申出書について施行令第26条第2項の規定に基づき対応するため、市の様式を定める。</p> <p>③改正法に則りつつ、開示の実施時の本人確認方法について、決定通知書の持参の有無等により適切に対応する。</p>	×	個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編）230～231ページ
8	訂正請求における開示請求前置について	第90条	第27条	<p>【改正法】</p> <p>①訂正請求の対象は「改正法または他の法令の規定による開示を受けたもの」に限られており、さらに開示の実施日から90日以内（第3項）に訂正請求を行わなければならない。</p> <p>②本人または法定代理人のほか、委任による代理人（任意代理人）による請求が可能となる。</p> <p>【条例】</p> <p>①訂正請求の対象となる保有個人情報に制限はない。</p> <p>②本人または法定代理人による請求のみを認めており、委任による代理人（任意代理人）による請求は認めていない。</p>	独自規定が許容されている	<p>①改正法施行後の訂正請求手続については、来庁、郵送、その他代理人による請求等、様々な方法により行われることが想定されることを鑑み、どのような方法による請求であっても、訂正請求の対象となっている保有個人情報の範囲が明確となるように請求を受け付けることができるような方策が必要と考え、事前に対象の保有個人情報を特定する手段として開示請求前置とすることが望ましいと考える。</p> <p>②法や事務対応ガイドに基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であると考ええる。</p>	<p>条例規定はせず、次のように対応する。</p> <p>①改正法に則る。</p> <p>②改正法に則りつつ、代理請求に係る本人の意思を確認する手続きについて、具体的な対応方法を検討する。</p>	×	改正個人情報保護法の個別条文に関する解説（令和3年6月時点暫定版）130ページ 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）5-3-3、5-8-2

項番	タイトル	改正法	条例	主な相違点（比較結果）	条例規定に対する国の考え方	比較結果に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
9	運用状況の公表について	-	第51条	<p>【改正法】 個人情報保護制度の運用の状況について該当する規定がない。</p> <p>【条例】 情報公開制度と同様、個人情報保護制度の運用の状況について、毎年公表することとされている。</p>	独自規定が許容されている	個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）8-1-1に、地方公共団体独自の措置として年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないとされており、市政運営の透明性を確保するため、改正法施行後も従来どおり運用の状況を公表する。	条例に規定する方向で検討する。	○	個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）8-1-1

2. その他（条例規定が許容されるもの）

項番	タイトル	市条例	改正法	懸案事項	条例規定に対する国の考え方	懸案事項に対する本市の考え方	対応の方向性	改正法施行条例への規定 ○：規定する ×：規定しない	参考資料
1	罰則に係る経過措置について	-		デジタル改革関連法附則第10条では、現行条例の罰則規定と改正法の罰則規定の内容が重複するものについては令和5年4月1日をもってその効力を失うとともに、令和5年4月1日以降における、その失効前にした違反行為の処罰については、経過措置として現行条例の例を適用する旨を規定している。	許容される	条例の罰則規定については改正法の罰則規定と重複する内容が規定されている。また、デジタル改革関連法附則第10条においてこれらに関する経過措置も規定されていることから、条例において附則を設ける必要はないものとする。	条例規定はせず、デジタル改革関連法附則第10条に則る。	×	-